

有害液体物質の事前処理の確認

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第9条の2第4項)

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」第9条の7の規定により、平成24年7月2日まで登録を受けている法人・基準等については以下のとおり。

(1) 指定・登録基準

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

(登録)

第9条の7 第9条の2第4項の規定による登録(以下この節において「登録」という。)は、同項に規定する確認の業務(以下「確認業務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

2 海上保安庁長官は、前項の規定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 船舶から有害液体物質を排出するための事前処理の方法が第九条の二第三項の政令で定める基準に適合するかどうかの判定(次号において「適合判定」という。)について、油分濃度計若しくは分光光度計を用いて、又はこれと同等以上の方法により、確認業務を行うものであること。

二 別表第一に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者(第九条の十二において「確認員」という。)が適合判定を行うものであること。

三 登録申請者が、第九条の二第四項の規定により確認を受けなければならないこととされる船舶所有者(以下この号及び第九条の十四第二項において「有害液体物質排出船所有者」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、有害液体物質排出船所有者がその親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。)であること。

ロ 登録申請者の役員(持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)に占める有害液体物質排出船所有者の役員又は職員(過去二年間に当該有害液体物質排出船所有者の役員又は職員であつた者を含む。))の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、有害液体物質排出船所有者の役員又は職員(過去二年間に当該有害液体物質排出船所有者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第九条の十九の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

4 登録は、登録確認機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録確認機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録確認機関が確認業務を行う事業場の所在地

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(2) 指定・登録法人

法人の名称 : 一般財団法人 新日本検定協会
登録時期 : 平成16年8月24日
法人の連絡先 : 東京都港区高輪3の25-23
登録の理由 : 登録確認機関の登録基準に合致しているため

法人の名称 : 一般社団法人 日本海事検定協会
登録時期 : 平成16年8月24日
法人の連絡先 : 東京都中央区八丁堀1丁目9番7号
登録の理由 : 登録確認機関の登録基準に合致しているため

法人の名称 : 社団法人 日本油料検定協会
登録時期 : 平成18年12月20日
法人の連絡先 : 兵庫県神戸市東灘区御影塚町一丁目2番地
登録の理由 : 登録確認機関の登録基準に合致しているため

(3) 指定・登録基準に係る問い合わせ、照会等

特になし

(4) 料金等と積算根拠

一般財団法人 新日本検定協会

手数料 1艙の場合 26,000円
2艙以上の場合 26,000円に1艙増すごとに10,100円加算

積算根拠 人件費、物件費及びその他の諸経費の合計として設定されている。

1艙の場合
 $16,840\text{円(人件費)} + 9,160\text{円(物件費)}$
 $= 26,000\text{円}$

2艙以上の場合の加算額
 $6,550\text{円(人件費)} + 3,550\text{円(物件費)}$
 $= 10,100\text{円}$

一般社団法人 日本海事検定協会

手数料 1艙の場合 26,100円
2艙以上の場合 26,100円に1艙増すごとに10,200円加算

積算根拠 人件費、物件費及びその他の諸経費の合計として設定されている。

1艙の場合
 $21,306\text{円(人件費)} + 3,818\text{円(物件費)} + 976\text{(その他)}$
 $= 26,100$

2艙以上の場合の加算額
 $7,990\text{円(人件費)} + 1,225\text{円(物件費)} + 976\text{(その他)}$
 $= 10,200\text{円}$

社団法人 日本油料検定協会

手数料 1艙の場合 25,000円
2艙以上の場合 25,000円に1艙増すごとに10,000円加算